議 案 第 112 号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際 競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、 事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する 条例案

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化 に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の 課税の特例に関する条例(平成24年大阪市条例第105号)の一部を次のように改正す る。

第13条第3項中「第27項」を「第29項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例に関する定めを改めるため、条例の 一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。 (参 照)

∫傍線は削除 太字は改正

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化 に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税 の課税の特例に関する条例(抄)

(特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例) 第13条 省 略

- 2 省 略
- 3 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度(事業年度の途中に第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあっては、当該事業年度を除く。)の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税法人税割額(法第321条の8第24項から第27至20

項までの規定又は法附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定による控除前の額とする。 項

以下この項において「市民税法人税割額」という。)から、当該市民税法人税割額に当該事業 年度の前事業年度における法人市民税法人税割認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に 相当する額を控除する。